

■ 令和7年度版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久／編著

令和7年6月10日発売

定価：2,200 円（本体 2,000 円＋税） A 5 判 296 頁

電子版の販売はございません

昭和 49 年より毎年発行のロングセラー 外出先でも概要把握に便利な、税法をまとめた一冊

○所得税の基礎控除の引上げ及び特例の創設や特定親族特別控除など、令和7年度税制改正の主要なポイントをわかりやすく解説しています。

○長年発行を続けているからこそ頂戴する数多くのご要望を基に、日々の実務にお役立ていただける工夫も多数あります。

『おおまかな給与所得は？所得税額や相続税・贈与税額は？といった税率・税額に関する咄嗟の質問に、それぞれ該当ページを探すのが大変…』

⇒表紙を開いてすぐ・見開きで掲載の「**主な税率や税額速算表等**」ですぐに対応
また、**巻末の「索引シール**」で、問い合わせの多いページ等も開きやすい。

『適用となる年齢の生まれ年や和暦、西暦がパツとでてこない…』

⇒探しやすいよう**最終ページに「年齢早見表**」を掲載

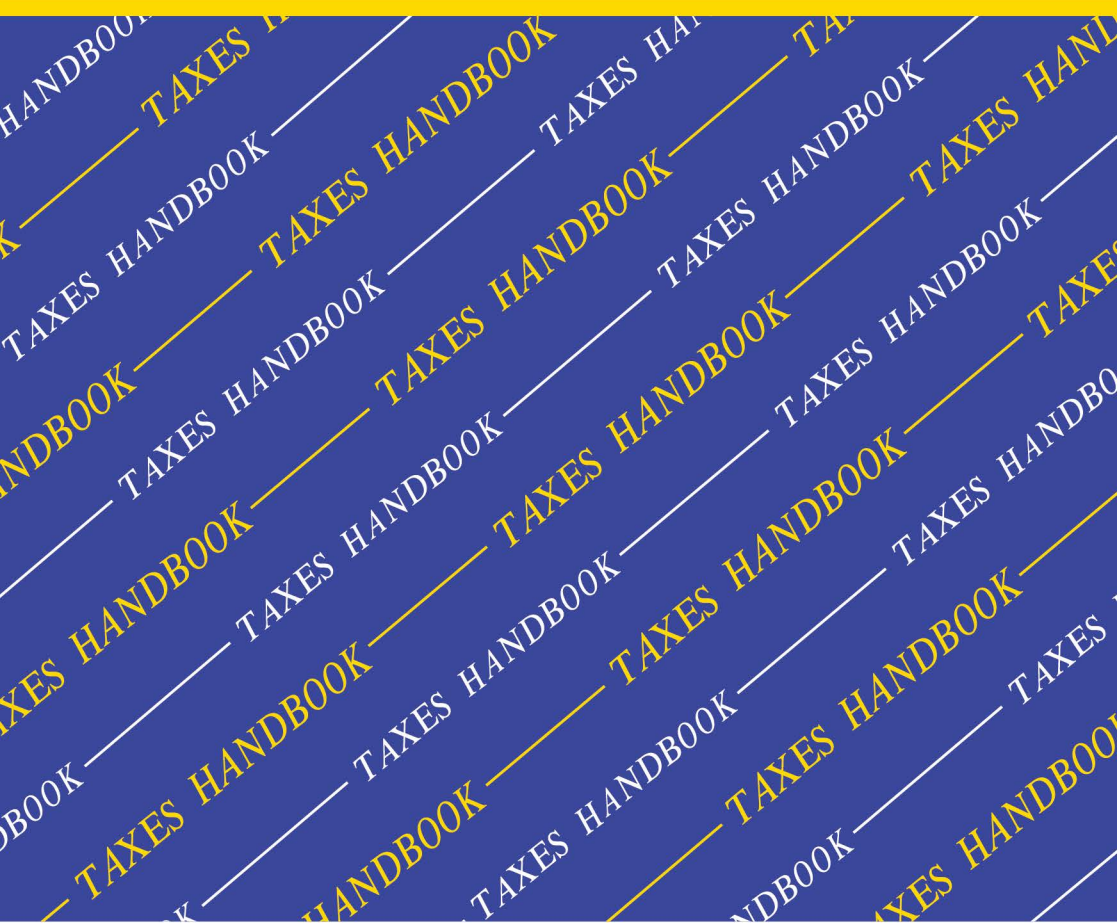
扶養親族の範囲や相続時精算課税の贈与者・受贈者の適用年齢、40歳超の保険料の徴収に関する記述のほか、

和暦・西暦への換算も最終ページで確認することができます。

令和7年度版

税務ハンドブック

税理士 杉田 宗久 編著



(50音順索引をご利用ください)

下記 URL 又は右の二次元バーコードを読み込んでご確認ください。
<https://www.control-sya.co.jp/image/handbook/R07zei-50.pdf>



目次

令和7年度版 税務ハンドブック

■ 月別税務日程表	8
● 申告・納付に関する注意事項	9

令和7年度税制改正の主要なポイント

法人税・所得税・消費税・相続税・贈与税・地方税・納税環境整備	10
--------------------------------------	----

国税関係

国税の通則等に関する事項

■ 国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税	25
● 延滞税の計算方法	29
● 日数速算表	30
■ 更正の請求・更正決定等の期間制限・国税の調査・不服申立制度	31
(参考) 電子帳簿保存法	34
■ 法令用語・漢字等の使い分け	35

耐用年数

■ 法定耐用年数の基本的事項	37
● 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表 [別表第一] (抜粋)	38
● 機械及び装置の耐用年数表 [別表第二]	43
● 無形減価償却資産の耐用年数表 [別表第三] (抜粋)	45
● 生物の耐用年数表 [別表第四]	45
● 公害防止用減価償却資産の耐用年数表 [別表第五]	46
● 開発研究用減価償却資産の耐用年数表 [別表第六] (抜粋)	46
● 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産の残存割合表 [別表第七]	46
■ 減価償却資産の償却率表 (別表第七・八・九・十)	47

法人税

■ 法人設立の場合の届出等	49
■ 法人税の主な申請・届出等	50
■ 企業会計の利益と税法上の利益 (所得金額)	51
■ 収益の計上	53
■ 受取配当等の益金不算入	53
■ 資産の評価益・受贈益・還付金等	55
■ 外貨建取引の換算等	56
■ 有価証券の譲渡損益の額の計算等	57
○ 有価証券の評価損	58
■ 棚卸資産	60
■ 減価償却資産と償却費の計算	63
● 資本的支出と修繕費の区分判定	64
■ 減価償却資産の取得価額	68
■ 主な特別償却制度	70

改正

国税通則

耐用年数

法人税

所得税

消費税

相続・贈与税

その他の国税

地方税関係

源泉税額表

社会保険料

■リース取引	72
■繰延資産の償却額	74
■役員の給与	75
■過大な使用人給与等	76
○役員給与の損金算入範囲等	77
■経済的な利益と給与	78
■租税公課・不正経費等の損金不算入	79
■租税公課の損金算入時期	79
■交際費等	80
■使途秘匿金	80
■寄附金	81
■貸倒損失・引当金	82
1 貸倒損失	82
2 貸倒引当金	82
3 返品調整引当金	84
■返品債権特別勘定	85
■圧縮記帳	86
■その他の経費（ゴルフクラブ等の入会金等・海外渡航費）	88
■法人契約の定期保険等に係る保険料	89
■消費税等に係る会計処理	92
■グループ法人税制	93
■繰越欠損金の損金算入	94
■欠損金の繰戻し還付制度	96
■適用額明細書の添付が必要となる主な特別措置一覧表（抜粋）	97
■特定同族会社と留保金課税	98
■法人の税率表	99
■税額控除	101
■組織再編税制の概要	108
■申告・納付	111

所得税

■所得税の主な申請・届出等	112
■新規開業・事業廃止の場合の届出等	113
■相続により業務を承継した場合の届出等の留意点	114
■納税地	114
■所得の種類と所得金額	115
■主な非課税所得と免税所得	116
■所得税の確定申告	118
■各種所得金額の計算	119
1 利子所得	119
2 配当所得	120
3 不動産所得	122
4 事業所得	123
●医師の社会保険診療報酬の特例	124
●事業所得と給与所得の区分	124
5 給与所得	125
●年収の壁（令和7年分所得税・令和8年度分住民税）	126
●経済的利益（現物給与）の範囲	127

● 社宅家賃（月額）の計算一覧	129
6 退職所得	130
7 山林所得	133
8 譲渡所得	134
● 株式等に係る譲渡所得等	137
● NISA の概要	144
● 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例	146
● 低額譲渡の課税関係	147
● 土地・建物等の課税の特例	148
● 土地等譲渡所得チャート	152
● 譲渡所得の主な特例等の添付書類	153
○ 居住用財産売却の特例チャート	154
● 補償金の区分と税務上の取扱い	155
● 資産の取得の日	156
● 譲渡損益の相殺順序	157
● 特別控除の適用順位	157
9 一時所得・10 雑所得（公的年金等）	158
● 一時所得と雑所得の具体例	159
■ 主な年金等の課税関係	160
■ 損益の通算	162
■ 損失の繰越し、繰戻し	163
■ 令和 7 年分の所得控除	164
● 医療費に該当するもの・医療費に該当しないもの	165
● 介護保険制度と医療費控除	165
● ふるさと納税	167
● 令和 7 年分の扶養控除の態様別適用一覧	172
■ 所得税額速算表（平成27年分以後）	173
■ 復興特別所得税	173
■ 平均課税	173
■ 令和 7 年分の税額控除	174
○ 住宅借入金等特別控除（居住年に応じた控除率及び控除限度額）	177
■ 所得税額の計算関係図（令和 7 年分）	185
■ 財産債務調書・国外財産調書	186
■ 源泉徴収	188
● 居住者に対して支払う所得の源泉徴収	188
● 居住者に対して支払う報酬・料金等の源泉徴収	189
● 内国法人に対して支払う所得の源泉徴収	190
● 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収	191
■ 予定納税	192
消費税	
■ 消費税導入後の変遷	193
■ 課税の対象	193
■ 主な不課税取引	196
■ 非課税取引	197
■ 輸出免税	201
■ 納税義務者と納税義務の免除の特例	202
○ 納税義務の判定	202

■資産の譲渡等の時期	205
■課税期間・納税地	206
■課税標準	207
■課税仕入れに係る消費税額	208
■仕入税額控除等	209
1. 仕入れに係る控除税額の計算	209
2. 仕入税額の按分計算	209
(1)個別対応方式	209
(2)一括比例配分方式	210
(3)課税売上割合	210
3. 適用要件	211
4. 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	212
5. 棚卸資産に係る消費税額の調整	212
6. 調整対象固定資産の調整	212
7. 調整対象固定資産の転用	213
■貸倒れに係る消費税額の控除	213
■売上げに係る対価の返還等をした場合	213
■簡易課税制度（中小事業者の仕入れに係る税額の控除の特例）	214
■事業区分のフローチャート	215
■軽減税率制度	215
■適格請求書等保存方式（インボイス制度）	217
■申告・納付	221
○申告期限と納期限一覧	221
■消費税申告書・届出書等一覧表（抜粋）	222

相続税・贈与税・その他の国税

■相続税	224
●(参考)民法における相続に関する規定	235
●親族表	236
■贈与税	237
●住宅取得等資金の贈与の特例の非課税限度額	238
■生命保険金等を受け取った場合の課税関係	241
■相続時精算課税	243
●令和6年以後の相続時精算課税贈与と暦年課税贈与	245
■教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	246
■結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税	247
■事業承継税制	248
●非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度	248
●非上場株式等についての相続税の納税猶予制度	249
●特例事業承継税制	251
●個人事業者の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度	252
■財産評価	253
○土地評価の補正率表	253
■取引相場のない株式の評価方式	262
●会社規模（Lの割合）の判定	263
●類似業種比準価額方式	263
●純資産価額方式	264
●配当還元方式	264

■印紙税	265
●印紙税の課税物件表	265
■登録免許税	268
1. 不動産登記関係	268
2. 会社の商業登記（主なもの）	269
3. 工業所有権の登録	269
4. 個人の商業登記	270
5. 人の資格の登録等	270

地方税関係

■法人住民税	271
●法人市町村民税・道府県民税の税率	271
■個人住民税	271
(1)市町村民税・道府県民税均等割（標準税率）	271
(2)個人住民税（道府県民税・市町村民税）所得割税速算表	272
○人的控除額の所得税と個人住民税の差	272
(3)分離課税等に係る個人住民税の税率割合等	274
■個人事業税	275
■法人事業税	276
●特別法人事業税及び特別法人事業譲与税	277
■不動産取得税	280
■固定資産税（償却資産税）・都市計画税	281
■事業所税	284
■その他の主な地方税（地方消費税・ゴルフ場利用税・入湯税）	286
■自動車関係税（主なもの）	287
●付録	
・給与所得の源泉徴収税額表（月額表）抜粋（令和7年分）	289
・賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 抜粋（令和7年分）	292
・厚生年金保険料額表（令和2年9月分（10月納付分）～）	294
・全国健康保険料率表（令和7年3月分（4月納付分）から適用）	295
・健康保険の標準報酬月額表	295
・雇用保険料率表（令和7年度）	295
・年齢早見表（適用年齢簡易判定付）[令和7年用]	296

凡 例

通 法	……国税通則法	消 令	……消費税法施行令
通 令	……国税通則法施行令	消 規	……消費税法施行規則
法 法	……法人税法	消基通	……消費税基本通達
法 令	……法人税法施行令	措 法	……租税特別措置法
法 規	……法人税法施行規則	措 令	……租税特別措置法施行令
法基通	……法人税基本通達	措 通	……租税特別措置法関係通達
所 法	……所得税法	地方法	……地方法人税法
所 令	……所得税法施行令	印 法	……印紙税法
所 規	……所得税法施行規則	登免法	……登録免許税法
所基通	……所得税基本通達	徴 法	……国税徴収法
相 法	……相続税法	地 法	……地方税法
相 令	……相続税法施行令	地 令	……地方税法施行令
相 規	……相続税法施行規則	国 外	……内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等
相基通	……相続税法基本通達	送金法	に係る調書の提出等に関する法律
評基通	……財産評価基本通達	耐 令	……減価償却資産の耐用年数等に関する省令
消 法	……消費税法	耐 通	……耐用年数の適用等に関する取扱通達

改正

国税通則

耐用年数

法人税

所得税

消費税

相続・贈与税

その他の国税

地方税関係

源泉税額表

社会保険料

令和 7 年度税制改正の主要なポイント

法人税関係（法人税法／租税特別措置法）

1. 防衛特別法人税の創設

改 正 の 概 要		参考法令等
防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として防衛特別法人税が創設され、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。		防衛力強化財源確保措置法 8 ～ 33
納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人	
税額の計算	$\boxed{\text{基準法人税額} - \text{基礎控除額 (500万円)}} \times 4\% - \text{税額控除} = \text{防衛特別法人税}$	
- 基準法人税額は、次の制度の適用前の法人税の額です。 ①所得税額の控除 ②外国税額の控除 ③分配時調整外国税相当額の控除 ④仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除 ⑤戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算 ⑥控除対象所得税額等相当額の控除 - 税額控除は次の金額です。 ①外国税額の控除 ②分配時調整外国税相当額の控除 ③控除対象所得税額等相当額の控除 ④仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除 - 申告及び納付等 ①防衛特別法人税の申告期限及び納期限は、法人税の申告期限及び納期限と同一。 ②法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければなりません（令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税事業年度から適用）。		
▶ 令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用		

国 税 関 係

国税の通則等に関する事項

■ 国税通則法による申告・納付、申告期限と附帯税

国税通則

項 目	説 明
1. 国税通則法と申告手続 (通法1、4) (通法21) (通法22) (通法11)	・ 国税通則法は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的として、国税についての一般法として規定されています。 (1) 納税申告書の提出先 納税申告書は、その提出の際における納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。 (2) 郵送された納税申告書等の効力発生時期 納税申告書（当該申告書に添付すべき書類その他当該申告書に関連して提出するものとされている書類を含みます。）その他国税庁長官が定めた書類が郵便又は信書便*により提出された場合には、いわゆる「発信主義」が適用され、その郵便物のスタンプにより表示された日に、その提出がなされたものとみなされます。この場合、通信日付印による表示がない又は不明瞭なときは、その郵便物について通常要する郵送日数から逆算して発送したと認められる日に提出されたものとみなされます。 ※郵 便⇒小包郵便物（ゆうパック等）は郵便物に該当しません（レターパックは信書も送れます）。 信書便⇒民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便をいいます。 (3) 災害等の場合の申告書の提出期限の延長 税務署長等は、災害その他やむをえない理由により国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出、その他書類の提出をその期限までに行うことができない場合は、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、その提出期限を延長することができることになっています。
2. 納付の方法 (通法34、相法43) (通法34の2、通令7) (通法34の3) (通法34の3)	納付すべき税額が確定したときは、その納期限までに金銭により納付しなければなりません。印紙で納付すべき国税は印紙により、物納の許可があった場合は、物納により納付しなければなりません。 ▷口座振替による納付も可能です。口座振替による納付で、一定の要件を満たす場合、納期限後であっても納期限内納付とみなされます。 ▷e-taxによる電子申告送信後に、事前に届出をした預貯金口座から即時または期日を指定できる「ダイレクト納付」による納付も可能です。 ▷納付税額30万円以下の国税は、コンビニ・スマホアプリで納付可能。 ▷クレジットカードによる納付（上限は1,000万円未満）も可能です。ただし、決済手数料がかかります。 ▷納付税額が確定した国税でその納期限の到来していないもの（例えば、7月1日から10月31日までの間の第2期分の所得税）や近日中に納付税額が確定すると見込まれるもの（税務調査があったが修正申告書提出前のもの）は、予納申出書を提出すれば、あらかじめ納付可能です。

法人税

■法人設立の場合の届出等

○会社設立の基本的事項⇒・商号・本店所在地・事業目的・発行可能株式総数・設立時発行株式数・資本金・株券発行の有無・株式譲渡制限の有無
・事業年度・設立日・取締役の任期（2年、4年、5年、10年）
・取締役会設置の有無・監査役会設置の有無・払込取扱金融機関・公告方法・発起人の住所氏名等

法人税

提出先	提出書類	添付書類等	提出期限	根拠法令等
税務署	設立届出書 (納税地・事業目的、 設立日等)	・定款等の写	設立登記の日から2か月以内	法法148 法規63
	青色申告の 承認申請書		最初の事業年度終了の日又は設立の日から3か月を経過した日の何れか早い方の日の前日	法法122 ①、②
	棚卸資産の 評価方法の 届出書	法定評価方法……最終仕入原価法		法令29、 30、31
	有価証券の 評価方法の 届出書	法定評価方法……移動平均法	設立後最初に到来する 確定申告期限（仮決算 による中間申告書を提出 する場合はその申告 期限）	法令119 の5、 119の7
	減価償却資 産の償却方 法の届出書	○建物及び建物附属設備・構築物 …定額法（届出を要しない） ○上記以外の有形減価償却資産… 定額法又は定率法（法定償却方 法は定率法）		法令51、 53
	給与支払事 務所等の開 設届出書		事務所開設日から1か月以内	所法230
	源泉所得税 の納期の特 例の承認に 関する申請 書	給与等の支払を受ける者が常時10 人未満で源泉所得税の納期の特例 の承認を受けようとする場合	特になし（原則、提出 日の翌月に支払う給与 等から適用）	所法216
都道府県 市町村	設立届出書	・定款等の写 ・登記事項証明書 (株主名簿の写等)	都道府県・市町村の条 例等による (東京都：設立から15 日以内) (大阪府：設立から2 か月以内)	

(注) 上記の他、消費税関係については別途届出書の提出が必要な場合があります。消費税の届出にあたっては、特に届出時期と適用期間の関係に留意してください。(P.222、223参照)

所得 税

■ 所得税の主な申請・届出等

内容		提出書類等	提出期限	根拠法令	
確定申告	通常	○確定申告書 ○確定損失申告書 ○純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書	翌年 3 月 15 日まで	所法 120、123 所法 140	
		○修正申告書（税額に不足額がある場合又は純損失等の金額が過大である場合等）	更正の通知がある日まで、随時	通法 19①	
		○更正の請求書（税額が過大である場合又は純損失等の金額が過少である場合等）	法定申告期限から 5 年以内で、随時	通法 23①、 所法 152、153、 153 の 2 ～ 6	
	死亡の場合	年の中途	○相続人が提出する確定申告書（準確定申告書）、確定損失申告書 ○相続人が提出する純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書	相続開始日の翌日から 4 か月以内	所 法 125 ① ③ 所法 125②、 141
		翌年の 1 / 1 ～ 3 / 15	○確定申告書又は確定損失申告書を提出しないで翌年 3 月 15 日までに死亡した場合の申告書 ○純損失の繰戻しによる還付請求書	相続開始日の翌日から 4 か月以内	所 法 124 ① ②、141
	出国の場合	年の中途	○確定申告書 ○確定損失申告書 ○還付を受けるための申告書	出国の時まで	所 法 127 ① ②③
		翌年 ～ 2 / 15	○確定損失申告書	翌年 1 / 1 ～ 2 / 15	所法 126②
		翌年 ～ 3 / 15	○確定申告書	出国の時まで	所法 126①
	予定納税	○所得税及び復興特別所得税の予定納税額の 7 月 (11 月) 減額申請書		7 月 15 日 11 月 15 日	所法 111①、 112 所法 111②、 112
	青色申告・評価方法等	○青色申告承認申請書に関する届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書 ○現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書		その年の 3 月 15 日	所法 144、166 所令 197① 所令 197②
○再び現金主義による所得計算の特例の適用を受けることの承認申請書		その年の 1 月 31 日	所令 195② (所規 39 の 2)		
○棚卸資産の評価方法 ○減価償却資産の償却方法 ○有価証券の評価方法 ○暗号資産の評価方法		} の変更承認申請書	その年の 3 月 15 日	所令 101② 所令 124② 所令 107② 所令 119 の 4	
○青色事業専従者給与に関する届出書		その年の 3 月 15 日	所法 57		

消費 税

消費税導入後の変遷

施行 時期	税率			事業者 免税点	簡易課税		仕入税額 控除	限界控除 適用上限
	消費税	地方 消費税	計		適用上限	みなし 仕入率		
平成4	3.0% ※平成3.9まで住宅 貸付けは課税	—	3.0%	3,000万円	5億円	卸売90% その他80%	帳簿方式	6,000万円
平成3.10					4億円	製造業など70% その他60% 追加		5,000万円
平成9.4	4.0%	1.0%	5.0%		2億円	第五種追加 (不動産業 運輸・通信業 サービス業) 50%	請求書等 保存方式	廃止
平成16.4				1,000万円	5,000万円	第五種 (金融 保険) 50%		
平成26.4	6.3%	1.7%	8.0%			第六種 (不動産業) 40%		
平成27.4						食用の農林水産物 生産を第二種80%		
令和元.10	7.8% (6.24%)	2.2% (1.76%)	10.0% (8.0%)				区分記載 請求書等 保存方式	
令和5.10							適格請求 書等保存 方式	

課税の対象

項 目	説 明
1. 課税の対象と取引の関係 (消法2①八、4①) ※特定仕入れを除きます。	- 消費税の課税対象は、「事業者が行う国内取引」と「輸入取引」に限られます。 - 事業者が行う国内取引のうち課税対象となるのは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供です。 <pre> graph LR A[事業者が行う取引] --> B[国内において行う取引] A --> C[国外において行う取引] B --> D[対価を得て行う資産の譲渡等] B --> E[資産の譲渡等に該当しない取引] D --> F[課税資産の譲渡等] F --> G[非課税取引 消法6①] F --> H[免税取引 輸取出引等 消法7ほか] F --> I[課税取引] E --> J[不課税取引] C --> K[外国貨物の引取り 輸入取引] K --> L[非課税取引 消法6②] K --> M[免税取引] K --> N[課税取引 課税貨物の引取り] </pre>

相続税・贈与税・その他の国税

相続税

1. 納税義務者 (相法1の3)

被相続人		相続人		国内に住所			
				あり		なし	
		一時 居住者 以外	一時 居住者	日本国籍			
				あり		なし	
				10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし		
国内に住所	あり	外国人 被相続人					
							③
	なし	10年以内に住所あり	日本国籍あり	①	③	②	④
		なし	非居住被相続人				

- ・ **一時居住者**とは、相続開始の時ににおいて在留資格を有する者であって、その相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- ・ **外国人被相続人**とは、相続開始の時ににおいて、在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその相続に係る被相続人をいいます。
- ・ **非居住被相続人**とは、相続開始の時ににおいて、国内に住所を有していなかったその相続に係る被相続人であって、(ア)その相続開始前10年以内のいずれかの時ににおいて国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時ににおいても日本国籍を有していなかったもの、又は、(イ)その相続開始前10年以内のいずれの時ににおいても国内に住所を有していたことがないもの、をいいます。

課税財産	相続人の住所が国内		相続人の住所が国外	
	国内・国外財産		国内・国外財産	
	国内財産だけ		国内財産だけ	
	①居住無制限納税義務者		②非居住無制限納税義務者	
	③居住制限納税義務者		④非居住制限納税義務者	

(注) 相続等により財産を取得した時ににおいて日本国内を離れている場合でも、国外出張、国外興行等により一時的に日本国内を離れているにすぎない者については、その者の住所は日本国内にあることになります。

- ・ 贈与により相続時精算課税制度の適用を受ける財産を取得した個人(上記①～④に該当する者を除きます。)を**特定納税義務者**といい、課税財産の範囲は相続時精算課税適用財産のみとなります。

(納税義務者の相続税法の適用関係)

納税義務者	①居住無制限	②非居住無制限	③居住制限	④非居住制限
債務控除(相法13)	相法13①各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分		相法13②各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分	
配偶者控除	○	○	○	○
未成年者控除	○	○	×	×
障がい者控除	○	×	×	×
外国税額控除	○	○	×	×
納税地	住所地※	相法62②適用有	住所地※	相法62②適用有

※相法附則(昭和25年法律第73号)第3項の適用がある場合を除きます。

地 方 税 関 係

■法人住民税

●法人市町村民税・道府県民税の税率

(1) 均等割

区分		種目	市町村民税 (地法312)	道府県民税 (地法52)	
資本金等の額	市町村内の事業所 等の従業員数		標準税率	標準税率	《大阪府の場合》 令10.3.31迄の開始分
①50億円超	50人超		3,000千円	800 千円	1,600 千円
	50人以下		410		
②10億円超 50億円以下	50人超		1,750	540	1,080
	50人以下		410		
③1億円超 10億円以下	50人超		400	130	260
	50人以下		160		
④1,000万円超 1億円以下	50人超		150	50	75
	50人以下		130		
⑤1,000万円以下	50人超		120	20	20
	50人以下				
⑥上記以外			50		

- (注) ・市町村民税の適用税率は各市町村の条例で定められます。制限税率は1.2倍です。
 ・「資本金等の額」とは、「法人税法に規定する額から無償増減資等の額を加減算した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。
 ・「資本金等の額」は、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

(2) 法人税割税率

□超過税率又は不均一課税適用法人の税率（標準税率）のどちらを適用するか判定します。



※大阪府の税率は2.0%（ただし不均一課税適用法人（資本金の額又は出資金の額が1億円以下、かつ、法人税額が年2,000万円以下）は、1.0%）

事業年度	税目	市町村民税（地法314の4）		道府県民税（地法51）	
		標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
令和10.1以後開始		6.0%	8.4%	1.0%	2.0%

〔注〕適用税率は各市町村・都道府県の条例で定めます。

■個人住民税

(1) 市町村民税・道府県民税均等割（標準税率）

税目	区分	標準税率
市町村民税（地法310）		3,000円
道府県民税（地法38）		1,000円
森林環境税（国税）		1,000円
合 計		5,000円

※平成26年度から令和5年度までの10年間は、震災復興財源として、年間1,000円引き上げられていました。

※個人住民税における公的年金からの特別徴収制度があります。

※令和6年度分から森林環境税（1,000円）が個人住民税に併せて賦課徴収されています。

■給与所得の源泉徴収税額表（月額表） 抜粋

令和 7 年分

※令和 8 年分より税額表が変更となりますのでご注意ください。

(一)

その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額		甲					乙
		扶養親族等の数					
		0人	1人	2人	3人	4人	
以上	未満	税		額			税額
円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額の3.063% 相当金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	4,500
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	4,800
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	5,100
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	5,400
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	5,700
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	6,000
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	6,300
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	6,600
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	6,800
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	7,100
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	7,500
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	7,800
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	8,100
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	8,400
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	8,700
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	9,000
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	9,300
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	9,600
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	11,100

(二)

その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額		甲						乙
		扶養親族等の数						
		0人	1人	2人	3人	4人		
以上	未満	税			額			税額
円	円	円	円	円	円	円	円	
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	11,400	
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	11,700	
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	12,000	
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	12,400	
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	12,700	
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	13,200	
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	13,900	
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	14,600	
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	15,300	
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	16,000	
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	16,700	
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	17,500	
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	18,100	
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	18,800	
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	19,500	
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	20,200	
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	20,900	
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	21,500	
203,000	205,000	4,910	3,290	1,670	0	0	22,200	
205,000	207,000	4,980	3,360	1,750	130	0	22,700	
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200	0	23,300	
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280	0	23,900	
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350	0	24,400	
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420	0	25,000	
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490	0	25,500	
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560	0	26,100	
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630	0	26,800	
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710	0	27,400	
224,000	227,000	5,680	4,060	2,440	830	0	28,400	
227,000	230,000	5,780	4,170	2,550	930	0	29,300	
230,000	233,000	5,890	4,280	2,650	1,040	0	30,300	
233,000	236,000	5,990	4,380	2,770	1,140	0	31,300	
236,000	239,000	6,110	4,490	2,870	1,260	0	32,400	
239,000	242,000	6,210	4,590	2,980	1,360	0	33,400	
242,000	245,000	6,320	4,710	3,080	1,470	0	34,400	
245,000	248,000	6,420	4,810	3,200	1,570	0	35,400	
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	36,400	
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	37,500	
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	38,500	
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	39,400	
260,000	263,000	6,960	5,350	3,730	2,110	500	40,400	
263,000	266,000	7,070	5,450	3,840	2,220	600	41,500	
266,000	269,000	7,180	5,560	3,940	2,330	710	42,500	
269,000	272,000	7,280	5,670	4,050	2,430	820	43,500	
272,000	275,000	7,390	5,780	4,160	2,540	930	44,500	
275,000	278,000	7,490	5,880	4,270	2,640	1,030	45,500	
278,000	281,000	7,610	5,990	4,370	2,760	1,140	46,600	
281,000	284,000	7,710	6,100	4,480	2,860	1,250	47,600	
284,000	287,000	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	48,600	
287,000	290,000	7,920	6,310	4,700	3,070	1,460	49,700	

源泉税額表